

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業 実施要領

第1 趣旨

福島県並びに双葉郡大熊町及び同郡双葉町（以下「県等」という。）に中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金（以下「交付金」という。）を原資とした基金（以下単に「基金」という。）を造成し、基金の適正かつ効率的な運用を図るとともに、基金を活用することにより県等及び福島県からの補助を受けた福島県内の市町村が福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設等の建設及び管理運営並びに同施設等への除去土壌等の収集及び運搬に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る幅広い事業（以下「基金事業」という。）を実施するに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによる。

第2 運営主体

基金の運営主体は、県等とする。

第3 基金の運営

1. 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金（ただし、預金保険制度の対象となっているものに限る。）
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

2. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実（基金事業による収益を含む。以下同じ。）は、基金に繰り入れなければならない。この際、当該果実を基金事業（基金の管理運営及び基金事業の遂行に必要な事務を含む。以下同じ。）に要する経費に充てることができる。

3. 基金の取崩し等の制限

基金（基金の運用によって生じた果実を含む。）は、基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

4. 基金の額が過大であるとされた場合の取扱い

県等は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると環境大臣が認めた場合は、その額を、環境大臣の指示に従い国に納付しなければならない。

5. 基金の残額の取扱い

県等は、計画されている基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期間を経過したときに、基金に残額がある場合は、環境大臣に報告し、国費相当額（基金の運用によって生じた果実を含む。）を、環境大臣の指示に従い国に納付しなければならない。

第4 基金事業の計画及び報告

1. 基金事業計画書

県等は、各年度の基金事業の開始前に、当該年度の基金の運用計画、基金事業の内容等について記載した中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業計画書（様式第1号）を作成し、環境大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

2. 基金事業変更計画書

県等は、基金事業の経費の配分又は内容を変更（軽微なものを除く。）しようとする場合には、あらかじめ中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業変更計画書（様式第2号）を作成し、環境大臣に提出し、その確認を受けるものとする。

3. 基金事業状況報告書

県等は、基金事業の実施期間が経過するまでの間、毎年度6月末までに、前年度の基金の運用実績、基金事業の結果等について記載した中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書（様式第3号）を作成し、環境大臣に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。

第5 基金事業の実施の方法等

1. 補助事業

- (1) 県等は、基金事業の実施に係る補助を行う場合には、交付要綱及びこの要領の定めに基づき、県等の財務規則等に基づき補助要綱等（交付申請その他の手続等について規定したもの。以下同じ。）を作成し、その内容を公表するものとする。
- (2) 福島県は、福島県内の市町村が基金事業を実施する場合において、基金を財源として当該市町村に補助金（補助率 10/10 を上限）を交付することができる。
- (3) 福島県は、補助要綱等についてあらかじめ環境大臣の確認を受けた場合は、(2)の補助金の交付の対象経費として、福島県内の市町村が基金事業を実施するための基金造成費（事業運営基金、施設整備基金、維持補修基金及び維持運営基金）を含めることができる。この場合において、福島県は、当該補助要綱等に交付要綱及びこの要領と同様の内容（基金事業の対象、交付の条件、基金の運営、基金事業の計画、報告及び公表並びに基金事業の実施の方法等を含む。）を記載するとともに、当該市町村に毎年度基金事業計画書、基金事業変更計画書（当該市町村から提出があった場合に限り。）及び基金事業状況報告書（以下「市町村基金事業計画書・報告書」という。）を作成させ、福島県に提出させ、その内容を確認するものとする。
- (4) 福島県は、(3)による場合は、第4の規定に基づき毎年度環境大臣に提出する基金事業計画書・報告書に、(3)により基金を造成した市町村が毎年度福島県に提出する市町村基金事業計画書・報告書を含めるものとする。

2. 契約

基金事業の実施に係る契約の際は、地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに県等及び福島県内の市町村の財務規則等に基づき、原則として競争性のある手続に従うものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合においては、例外的に随意契約等の手続により県等及び福島県内の市町村の財務規則等に基づき契約することができる。

3. 随時報告

県等は、基金事業が予定の期間内に完了しない場合、基金事業の遂行が困難となった場合その他基金事業の実施において事故のあった場合等においては、環境大臣に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

4. 監督等

- (1) 環境大臣は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、県等に対して報告をさせ、又は環境省職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるとともに、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。
- (2) 県等は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者その他の契約の相手方に対して報告をさせ、必要な指導、助言又は勧告をすることにより、基金事業の適正化を図るものとする。

5. 基金事業の終了等

- (1) 環境大臣は、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 県等が、基金事業の実施において適正化法、適正化法施行令、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 県等が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 県等が、基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - ④ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 環境大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができる。
- (3) 県等は、(2)の基金への充当を命ぜられた場合は、環境大臣の指示に従い基金に充当しなければならない。

6. 財産の処分の制限

- (1) 県等は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 県等は、基金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が50万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄）を行おうとするときは、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業財産処分承認申請書（様式第4号）を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、環境大臣が定める財産の処分制限期

間を経過した場合は、この限りでない。

- (3) 環境大臣は、(2) の財産処分を承認するに当たっては、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に準じ、国費相当額の全部又は一部に相当する金額を基金に充当させることができる。

7. 基金事業の経理等

- (1) 県等は、基金事業の経理について、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金事業の用途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 県等は、(1) の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後5年を経過するまでの間、環境大臣の要求があった際にいつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかなければならない。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、環境大臣が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月4日から施行する。

様式第1（第4の1関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 あて

県等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業
計画書の提出について

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業実施要領第4
の1の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1. 平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業計画書

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業計画書

(基金の運用計画)

(単位：千円)

事業区分	基金の保有区分	平成○年度 当初保管額	運用益繰入 予定額	平成○年度 支出予定額	平成○年度 年度末保管予定額
中間貯蔵施設整備等 影響緩和交付金 基金事業					
合計					

- ※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。
- ※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。
- ※ 運用益繰入予定額は、保有区分ごとの利率を参考に見込み額を記載すること。

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業計画書

(基金事業の内容)

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）			目標	事業計画 (事業の目的・内容・完了予定期日、 経費の使用方法・算出根拠を含む。)
		基金充当費	単独経費	合計		

様式第2（第4の2関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 あて

県等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業
変更計画書の提出について

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業実施要領第4
の2の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1. 平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業変更計画書

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業変更計画書

(基金事業の内容：変更前)

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）			目標	事業計画 （事業の目的・内容・完了予定期日、 経費の使用方法・算出根拠を含む。）
		基金充当費	単独経費	合計		

(基金事業の内容：変更後)

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）			目標	事業計画 （事業の目的・内容・完了予定期日、 経費の使用方法・算出根拠を含む。）
		基金充当費	単独経費	合計		

様式第3（第4の3関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 あて

県等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業
状況報告書の提出について

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業実施要領第4
の3の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

1. 平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(注)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。

平成 〇〇 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金の運用実績)

(単位：千円)

事業区分	基金の 保有区分	平成〇年度 当初保管額	運用益繰入額	平成〇年度 支出済額	平成〇年度 年度末保管額	今後の 支出予定額	保有 割合
中間貯蔵施設整備等 影響緩和交付金 基金事業							
合計							

- ※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。
- ※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。
- ※ 運用益繰入額は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること。
- ※ 支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみを行ったものについては含まない。
- ※ 保有割合は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）に従い算出すること。（通常の取崩し型事業であれば、「平成〇年度末保管額／今後の支出予定額」により算出すること。）

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金事業の結果)

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標 達成度 ・評価	事業結果 (事業の目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		基金充当費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			

様式第4（第5の6（2）関係）

番 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

県等の名称及びその長の氏名 印

平成 年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業
財産処分承認申請書の提出について

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金管理運営及び基金事業実施要領第5
の6（2）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産
 - （1）財産の名称
 - （2）仕様
 - （3）処分の方法
 - （4）処分の時期
2. 処分の理由
3. その他処分の内容について参考となる資料

※ 処分の方法には、使用、譲渡、交換、貸付、担保の提供、取壊し（廃棄）
の別を記載し、使用の場合はその用途も記載すること。

（注）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦位置とすること。